

株式会社春介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（設置目的）

第1条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、実務経験のみでは習得できない、介護・福祉に関する専門的な知識・技術の修得及び確固たる倫理観を育成する事によって、医療・福祉の担い手として活躍する人材を輩出し、地域社会に貢献するために、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という）を実施する。

（施設設置者の名称・所在地）

第2条 本研修は次の法人が実施する。

株式会社 春（以下「当社」という）
東京都葛飾区お花茶屋1-20-5

（研修の名称・研修施設の位置）

第3条 研修の名称及び研修の施設名称と設置場所は、以下のとおりとする。

- （1）研修名称 ウィズ・ユー介護福祉士実務者研修（通信課程）
- （2）研修施設名称 ウィズ・ユー研修施設（以下「当施設」という）
- （3）研修施設所在地 東京都葛飾区堀切3-29-8
- （4）面接授業は、当施設において実施する。

（養成課程及び修業年限）

第4条 第1条の目的を達成するために研修を通信課程で実施する。修業年限は6ヶ月とする。但し、当社が認める理由により6ヶ月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を最高1年間延長して学習することができる。

（定員及び学級数）

第5条 1学級の定員は、20名以下とする。1年間の学級数は、2学級とする。

（研修カリキュラムと履修方法）

第6条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び履修方法は、別紙1「科目及び履修方法表」のとおりとする。

（履修免除）

第7条 訪問介護員養成研修等の研修を既に修了している者については、「実務者研修にお

ける「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援 護局福祉基盤課長)に基づき、別紙 1 に定めるところにより履修を免除することができる。

(休業日)

第 8 条 次にあげる日には、授業を行わない。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当社が認める日。
- (2) 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)。

(入所時期)

第 9 条 学校の開校日とする。(10 月・5 月)

(受講資格)

第 10 条 受講資格は、当施設の面接授業を受講可能な範囲(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指す以下の者とする。

- (1) 63 時間コース 介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当社 に提出している者。
- (2) 108 時間コース 訪問介護員養成研修 1 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申 込時に当社に提出している者。
- (3) 333 時間コース 訪問介護員養成研修 2 級課程または初任者研修を修了し、その修了を証明 できる書類を研修申込時に当社に提出している者。
- (4) 463 時間コース 介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修 1 級 2 級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、またはその修了を証明できる書類を研修申込時に当社に提出していない者。

(受講生の選考)

第 11 条 受講生の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につ き受講決定する。ただし、研修の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(受講手続)

第 12 条 受講手続は次のとおりとする。

- (1) 受講希望者は当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、本人確認書類及び第 11 条に定める 介護に関する研修の修了証明書の写しを添付して、期日までに申し込む。
- (2) 当社は、第 12 条に基づき受講生の決定を行い、受講決定通知書を受講生あてに

通知する。

- (3) 受講決定通知書を受取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(退学、休学及び復学、補講)

第 13 条

- (1) 退学しようとする受講生は、退学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。
- (2) 受講生が疾病その他やむを得ない理由により継続して就学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。
- (3) 前項により休学が認められていた者が復学しようとする時は、復学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。
- (4) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、無料とする。また、補講は原則として当社において実施する。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 14 条

学習の評価は、科目ごとに 修了評価テストを受けて頂き、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、再テストを行う。

- (2) 理由の如何にかかわらず、面接授業開始時刻に 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合にはかならず「欠席届」を提出する。欠席した場合は第 13 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業及び医療的ケアの演習の所定カリキュラムの全ての出席を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
- (3) 「介護過程及び生活支援技術」の修得状況評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は「介護過程Ⅲ」の面接授業内で行う。本研修の総合的な修得度評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の提出及び再評価を行う。
- (4) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価した上で、全てのテスト結果及び実技試験の修了評価が C 以上 (医療的ケア筆記試験については A 以上) の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。その場合の再評価費用は無料とする。認定基準 (100 点を満点とする) A = 90 点以上、B = 80 ~ 89 点、C = 70 ~ 7

9点、D=70点未満

(5) 修了を認定された者には、当社において修了証明書を交付する。

(受講料)

第15条 受講料は次のとおりとする。(金額は全て税込み)

・介護職員基礎研修修了者

受講料 30,000 円 (テキスト代含む 2,000 円) 共に税別

・訪問介護員研修1級(旧・ヘルパー1級)修了者

受講料 65,000 円 (テキスト代含む 4,000 円) 共に税別

・訪問介護員研修2級(旧・ヘルパー2級)・介護職員初任者研修修了者

受講料 100,000 円 (テキスト代含む 12,000 円) 共に税別

・無資格者および訪問介護員研修3級(旧・ヘルパー3級)修了者

受講料 150,000 円 (テキスト代含む 13,000 円) 共に税別

(使用教材)

第16条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名 『介護福祉士実務者研修テキスト 全5巻』

出版社名 中央法規出版株式会社

第1巻 人間と社会 第3版

第2巻 介護Ⅰ 第2版 - 介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術

第3巻 介護Ⅱ 第2版 - 介護過程

第4巻 こころとからののしくみ 第2版

第5巻 医療的ケア 第3版

(解約の条件および返金の有無)

第17条

- (1) 受講料等を納入した日から起算して8日間を経過する日まではキャンセルをする旨を書面にて当社に連絡することにより、無条件で契約を解除することができる。
- (2) (1)の期間後、解約の希望がある場合は、受講生本人より開講日の3日前までに当社にその旨を書面にて連絡する。当社は連絡確認後、納入された受講料より事務手数料10,000円と第16条に定めるテキスト代金を除いた金額を返金、もしくは請求をする。
- (3) 開講日の3日前以降の解約は、原則として研修参加費全額を納入とする。また、応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。この場合、振込手数料を弊社負担とし、納入された受講料全額を返金する。ただし、当社開催の別の実務者研修を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。

(教職員の組織)

第 18 条 当施設に、養成施設長、教務に関する主任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員、専任教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 19 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。受講料返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

(その他留意事項)

第 20 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ②住民基本台帳カードの提示 ③在留カード等の提示 ④健康保険証の提示 ⑤運転免許証の提示 ⑥パスポートの提示 ⑦年金手帳の提示 ⑧国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等
- (2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて当施設と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。苦情対応部署： ウィズ・ユー研修 受講生担当窓口 03-6662-6962 苦情担当：片野泰之
- (3) 事業実施により知り得た受講生等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (4) 受講生等が知り得た他の受講生等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。

(公表する情報の項目)

第 21 条 当法人ホームページにおいて開示する内容は、以下のとおりとする

- (1) 設置者に関する情報

株式会社春 東京都葛飾区お花茶屋 1-20-5

- (2) 介護福祉士実務者養成施設に関する情報

研修名称 ウィズ・ユー介護福祉士実務者研修 (通信課程)

研修施設名称 ウィズ・ユー研修施設

研修施設所在地 東京都葛飾区堀切 3-29-8

面接授業は、当施設において実施する。

(3) 養成課程に関する情報

6 カ月とする (10 月・5 月)

(4) 実績に関する情報

1 学級の定員は、20 名以下とする。1 年間の学級数は、2 学級とする。

(5) その他の情報

研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて当施設と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。苦情対応部署：ウィズ・ユー研修 受講生担当窓口 03-6662-6962 苦情担当：片野泰之

(施行細則)

第 22 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附 則) この学則は令和 4 年 10 月 15 日から施行する。